「新しい生活様式」に伴う消防団活動のあり方について

コロナウイルス感染拡大を軽減するため厚生労働省が発表した「新しい生活様式」の実践は、緊急事態宣言が解除された今後も必要であり、解除されたからと言って日常に戻っていいということではなく、徐々に戻していかなければならず、まだまだ自粛は必要とされる。人の接触機会が増えれば、再び感染拡大が懸念されることから慎重な行動が求められるため、この新しい生活様式に則った消防団活動を模索し、共通認識として、実施するものとする。

１　平時の活動について

（１）感染防止の３つの基本（距離・マスク・手洗い）を遵守する。

（２）詰所での会議や訓練の際に身体的な距離（最低１ｍ、可能なら２ｍ）を確保する。

（３）複数人での活動時は必ずマスクを着用し、熱中症への注意は怠らない。

（４）活動時は（訓練から会議へ移行する際や車両清掃完了時等）機会を設けて手洗いを慣行する。詰所には石鹸とペーパータオル（吊るし布タオル不可）、消毒液も備える。

（５）毎朝自宅で検温を行い、自身の体調把握をする。

（６）活動開始前に検温を行う。平熱よりも高い（３７度を超える）場合は速やかに帰宅する。

（７）詰所内での集合時には窓を開け、常に換気をする。会話時はできるだけ真正面を避ける。談話は自粛し、時間は可能な限り短縮する。

（８）打ち合わせや会議は可能であれば屋外で行う。

（９）消防団活動を終え帰宅した際は速やかに手洗いと洗顔をする。着替えやシャワーが出来れば尚良い。

（10）定例会議、詰所や車両の清掃は２班体制をとり、交代で行う。

（11）２班体制の活動とは２分の１にする事を主旨とするのではなく、万が一の感染者発生に備え、部の活動停止に陥らないためだと理解すること。

例：「班長１名と団員５名の６人編成の班を２班編成し、Ａ班は詰所車両清掃と訓練で２回活動。Ｂ班は消火栓の点検と訓練で２回活動。部長はそれのいずれかに２回出席する。」といったように消防団としての質を落とさない努力をする。

（12）活動報告書や日報には接触状況把握のため、個々の活動時間や消毒時間等も明記する。

（※感染者が発生した際に、保健所等公的機関より要請がある場合があり、感染経過等の追跡調査を可能な状態にしておくため。）

→可能な限り「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を導入して対応する。※１参照（最終ページ）

（13）筆記用具等の使いまわしは避け、やむを得ず使用する場合は、消毒を行う。また、私物を持参し使いまわしをしないなどの対応をとる。

（14）連絡事項や書面の配布はＳＮＳ等を有効に活用する。参集機会を減らす

ための処置であるが、連絡事項が確実に伝わる手立てをとること。

例：ラインでいうところの「既読」が付くだけでなく、連絡事項が伝わったかの確認のために「承知しました。」等の返信を行う。

（15）分団長は、分団の活動把握のため、各部長から活動前に日程の報告を受ける。

（16）その日の活動責任者（部長、班長）は、活動終了時に分団長に報告し、出席団員に速やかに帰宅を促す。不要な長居は絶対にしない。

（17）訓練は基本的な消防団活動が問題なく行われるように、内容を選定して行う。

（18）主に入団年数の浅い団員のための訓練とし、不要不急な訓練はしない。

（19）感染回避や日頃の不足を補うことも考え、無線機の訓練や手信号の訓練も有効と考える。

（20）訓練で車両に乗る際は、窓を開けてマスクを着用し、４人以上（前後部座席各２名以上）の乗車はしない。その他の団員は訓練場所まで密を避け自家用車等で移動する。

（21）手袋の使いまわしは避ける。個人用とするか、手袋の下に使い捨て手袋を着用する。

（22）ヘルメットや防火衣等の着装品等の消毒を細部まで丁寧に行う。

また管槍や誘導灯、その他の装備品に対しても同様に行う。

２　緊急出動時の注意点

（１）出動範囲を遵守する。管轄外の出動は要請があるとき以外は行わない。

（２）体調不良を感じているときは体温にかかわらず出動しない。

（３）緊急出動時でもマスクの着用をする。着用の際、水分の確保等熱中症対策を忘れずにする。

（４）出動可能な最低人数は車両毎４名までとするが、５名以上参集した場　　合は密集を避けるために自家用車を活用する。自家用車は緊急車両ではないので、交通法規を遵守し、現着時の駐車にも細心の注意を払う。

（５）参集人数にもよるが、奇数番・偶数番等の２班体制をとっても良い。

（６）指示や伝達は無線機、トランシーバー、ハンドマイク及び手信号等を　用いる。直近での会話は避けるよう心掛ける。

（７）分団長（副分団長）は出場者の把握をし、長時間の出動や活動は避けるように人員交代を促していく。

（８）活動報告書には個々の出動時間を記入し、接触者の把握をする。

（※感染者が発生した際に、保健所等公的機関より要請がある場合があり、感染経過等の追跡調査を可能な状態にしておくため。）

（９）詰所に帰った際も、平時の活動要領に準じて、感染防止策を講じながら片付けをし、終了後は速やかに帰宅する。

３　その他

（１）大規模災害時の活動は坂戸市の方針に準じる。

（２）各委員会の活動もこれに準ずる。

（３）水分補給等の必要のある場合を除き、詰所での飲食をしない。

（４）消防団活動に伴う会食（歓送迎会等）は避ける。

（５）詰所内や車両において接触過多（ドアノブ部分など）な場所は、こまめに消毒を実施する。

**以上のことを遵守し、消防団の対策、取組が市民の模範となるよう心掛ける。**

**自分の命は自分で守ること。**

※１「新型コロナウイルス接触確認アプリ」

